

## 社会福祉法人 東京援護協会 行動計画

女性が活躍でき、社員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日（3か年）
2. 内 容

### <目標1> （次世代育成対策推進法）

年次有給休暇の取得を促進し、法人全体の年平均取得率を70%以上とします。  
この目標は3か年のうちに一回以上達成します。

#### <対 策>

- ・毎年度、年次休暇の取得状況を把握します。
- ・令和5年度に管理職を対象にワークライフバランスの啓発勉強会を行います。
- ・年休取得促進のための検討委員会等で検討を行います。

### <目標2> （次世代育成対策推進法・女性活躍推進法）

所定外労働時間の縮減に努め、法人全体の年平均所定外労働時間を45時間以下にします。  
この目標は3か年のうちに一回以上達成します。

#### <対 策>

- ・毎年度、所定外労働時間の状況を把握します。
- ・令和5年度に管理職を対象にワークライフバランスの啓発勉強会を行います。
- ・管理職が各施設の事業運営に応じて、業務量の削減、ICT化を図り、所定外労働時間の縮減に努めます。

### <目標3> （女性活躍推進法）

係長、次長、施設長に占める女性比率を令和7年3月31日までに40%以上とします。

#### <対 策>

- ・異動希望調書、人事考課、面談等の結果を踏まえ、個々のキャリアデザインを具現化します。
- ・法人内外の階層別研修等を受講し、スキルアップを図ります。